平成２５年（フ）第２９１号
山梨県中央市山之神3621番地４　ルーミー甲府13号館101号
債務者　鈴木　広美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
山梨県甲府市湯田２丁目15番２号　後藤ビル２Ｆ北
債務者　伏見　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
山梨県中央市下三條559番地15
債務者　長田　光正
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
山梨県南アルプス市落合90番地２
債務者　大森　佳江
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
長野県岡谷市天竜町３丁目18番３号
債務者　有賀　美範
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３３号
広島県三次市十日市東６丁目４番15号
債務者　中川　京子（旧姓七里）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県直方市大字山部810番地３
債務者　三角　康男
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２５号
石川県羽咋郡志賀町梨谷小山26の195番地、従前の住所金沢市玉鉾２丁目120番地　八島ビル102号、従前々の住所石川県羽咋郡志賀町長沢イの38番地２
債務者　長　　絹代
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１１３号
宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣59番地14
債務者　下山　壽子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
岐阜県山県市高富368番地82、前住所岐阜市長良３丁目260番地　ａ－Ｆｌａｔ203号室
債務者　クリーニングのナガヤこと　速水　龍治（旧姓長屋）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０９号
岐阜県羽島郡笠松町北及1582番地の１　コーポプリンス302号
債務者　後藤　大典
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１０号
岐阜県羽島郡笠松町北及1582番地の１　コーポプリンス302号
債務者　後藤　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０８号
神戸市中央区熊内町２丁目４番11号　シティライフ熊内106号
債務者　藤沢　紀子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２号
兵庫県川西市美園町９番18号　205
債務者　大隅　　晃
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目18番３―505号
債務者　髙見　二子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目６番２―502号
債務者　細見太佳惠
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係